

仕 様 書

1 業務の名称

滋賀県歳入確保アドバイザー業務委託

2 業務の趣旨

滋賀県では、自主財源拡充に向けた歳入確保に当たっては、県の経営資源を最大限活用し、県の取組の意義を積極的に発信し、理解と共感を得ることに努めることとしており、ファンドレイジングの手法を活用しながら本県が実施する様々な分野のプロジェクトにおける歳入確保およびその働きかけの取組を進める予定である。

本業務においては、本県の特性や現在の取組状況をふまえて、効果的な歳入確保のための取組等を検討するとともに、専門的知見・ノウハウの提供や伴走支援を求めるものである。

なお、本業務は専門的な知識や豊富な実務経験を持つ民間事業者に委託することとし、本実施要領および仕様書に基づき、契約予定者を決定するものとする。

※ファンドレイジング：民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称（※日本ファンドレイジング協会 HP より）

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務を受注した場合の業務履行

(1) 受注者は、契約締結後、県と協議の上、速やかにスケジュール表および実施体制を記載した業務計画書を提出する。

(2) 受注者は、あらかじめ提出した担当者予定表により当該業務を履行する。

(3) 受注者は、業務の統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

5 業務内容

本県が実施する各プロジェクトについて、以下の項目に関する助言・伴走支援を行うこと。支援対象となるプロジェクトとしては、5～7程度を想定している。

(1) 歳入確保手法に対する助言等

歳入確保に取り組むプロジェクトごとに、効果的な歳入確保手法を提案するとともに、その手法の実行に向け、訴求するターゲット選定や実施スケジュール作成、他事例の情報収集等について助言および伴走支援を行う。

(2) 企業等への提案支援

企業等へ寄附の働きかけを行うにあたり、企業等向け提案資料の作成や寄附等に対するメリット、寄附後のアフターフォロー等について助言および伴走支援を行う。

(3) クラウドファンディング企画等支援

プロジェクト企画(プラットフォーム選定、目標金額設定等)や専用パンフレット・コミュニケーションツールなど効果的に実施するための手法、返礼品(リターン)の企画・ブラッシュアップなど、事前準備段階から募集期間中の支援者とのコミュニケーション、実施後の支援者へのフォロー、リピーター確保等に係る助言および伴走支援を行う。

(4) イベントなどの企画・準備に対する支援

庁内の各プロジェクトにおいて行われるイベントなどを活用した歳入確保をより効果的に実施するために、助言や伴走支援を行う。

(5) 広報・プロモーション戦略策定支援

メディアに向けた PR 活動を進めるにあたって、主なターゲットや広報スケジュールを意識して、広報ツールの改善等も含め、戦略的な助言を行う。イベントや企業等への働きかけ等と効果的な連携を図ること。

(6) 支援後の効果分析と次年度への提案

助言や伴走支援を行ったプロジェクトごとに効果分析を行うとともに、寄附者データの有効活用や寄附回数等に応じた感謝ツールの検討など、次年度に向けた取り組みの提案を行う。

(7) 歳入確保マニュアルの作成

歳入確保に係る一連の工程を標準化したマニュアルの作成を行う。具体的には、歳入確保手法の体系化・分類、ターゲットの分析手法、企業訪問時の折衝技法、寄附依頼提案資料の構成・作成ポイント、寄附後のアフターフォロー方法などの内容を盛り込み、職員が段階的かつ標準的に実務を進められるよう配慮すること。

(8) 本業務に係る助言・相談

受注者は、業務に関して県が要請する際には電話、メール、WEB会議等による助言・相談等に随時応じること。また、計画の実施に向けた準備や歳入確保の取組を県が行う場合、可能な範囲で助言・相談等に応じること。

(9) 体制の構築

受注者は、本業務の遂行に当たり、統括責任者をはじめ、ファンドレイジング全般についての調査研究および提案に高度な知見を有するとともに、同種事案での実績をもつ者による体制とすること。

6 成果物

(1) 成果物(業務完了報告書)の提出

受注者は、本業務終了時の成果物として、各プロジェクトへの支援実績および今後

の歳入確保のためのマニュアルを業務完了報告書として県へ提出すること。なお、業務完了報告書の提出に当たっては、成果物の構成・内容等について事前に県と調整を行うこと。成果物は県に電子データにて提出すること。

(2) 電子データの保存媒体とファイル形式

電子データの保存媒体とファイル形式は以下のとおりとする。ただし、必要に応じて県と協議の上、変更することができる。

ア 保存媒体

CD-ROM または DVD-R(ディスクのレーベル面およびケースに、委託件名および受注者名を明記すること。)

イ ファイル形式

Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式(いずれも編集可能なもの)および PDF 形式とする。

(3) 著作権等

本業務の実施にあたり発生した著作権(著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。)は、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、滋賀県から委託料が支払われたときに移転するものとする。また、県が承諾した場合を除き、受注者は成果物を公表してはならない。

7 特記事項

(1) 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。また、受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。なお、受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) その他

仕様書および契約書に記載されていない事項については、民法その他関係法令に則り、県と協議の上、これを決定すること。